

紫式部プロジェクト推進事業
メディア戦略業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的

2024年の北陸新幹線福井県内開業及び大河ドラマ「光る君へ」の放送に併せ、紫式部プロジェクト推進協議会の取組みや越前市の歴史文化、風土、自然等の魅力や価値を、首都圏、近畿圏及び中京圏の在住者をターゲットとして発信するため、テレビ・WEB・新聞・雑誌等のメディア及び各SNSのインフルエンサーに対するパブリシティ活動（メディアリレーション構築を含む）を行い、メディアへの露出獲得により越前市の全国的な知名度やイメージの向上を図ることを目的とする。

2 概要

(1) 業務の概要

- ア 業務名 紫式部プロジェクト推進事業メディア戦略業務
- イ 業務内容 別紙「紫式部プロジェクト推進事業メディア戦略業務委託仕様書」
(以下、「仕様書」という。)のとおりに従うこととする。
- ウ 業務期間 契約締結日から令和6年3月20日まで

(2) 契約の概要

- ア 契約上限金額 6,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- イ 契約条件 受託候補者を特定した場合は、見積書を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を締結するものとする。
- ウ 契約保証金 越前市契約規則第25条から第26条までの規定に基づく。
- エ 前払金 無
- オ 支払条件 業務完了後1回払い

3 参加要件

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 自治体等の各種メディアに対するパブリシティ活動やメディア発信活動・メディアリレーション業務・プロモーション支援活動等を行って、パブリシティとしてメディア露出を獲得した実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 公告日から契約締結日までの期間において、福井県及び越前市において指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立又は民事再

生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立その他類似の倒産手続きを開始していない者

- (5) 国及び越前市の税に滞納がない者

※越前市の税は、越前市に本社又は営業所がある場合のみ

4 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 令和5年9月14日（木）午後5時まで（必着）

- (2) 提出方法 別添の質問書（様式第6号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メール（必ず電話で受信確認を行うこと）で提出すること。

注 電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答を行わない。

- (3) 回答日 令和5年9月15日（金）（予定）

- (4) 回答方法 越前市ホームページに掲載

5 参加表明書の作成要領

- (1) 参加表明に必要な書類及び提出部数（原本1部及びPDFデータ）

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 会社概要（様式第2号）

ウ 業務実績調書（様式第3号）

- ・3 参加要件（1）に該当する実績が分かる見本等を添付すること。

エ 業務の実施体制（様式第4号）

- ・統括責任者及びメイン担当者を明示した体制図を添付すること。

オ 商業登記簿謄本（写し）

- ・本書提出前1か月以内に発行されたもの

カ 財務諸表（直前決算3期分）

キ 国税（法人税及び消費税）及び越前市の税に係る納税証明書（滞納及び未納がないことが確認できるもので、本書提出前1か月以内に発行されたもの）

※越前市の税は、越前市に本社又は営業所がある場合のみ

- (2) 参加表明書の提出

ア 提出期限 令和5年9月21日（木）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 紫式部プロジェクト推進協議会事務局（越前市役所総合政策部ブランド戦略課内）

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は書留郵便（当日消印有効）

6 企画提案書の提出

(1) 企画提案に必要な書類及び提出部数（原本1部及びPDFデータ）

ア 企画提案書（様式第5号）

イ 企画提案資料（任意様式）A4サイズ

- ・仕様書の内容に基づき、考え得る最適な方策を提案すること。
- ・内容、スケジュール、効果の検証方法について明示すること。

ウ 再委託調書（様式第7号）※再委託する場合のみ

エ 参考見積書（任意様式）

オ その他

- ・提案書の制作及び提出に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- ・企画提案資料には、社名を表記しないこと。
- ・PDFデータはDVD-ROM等で提出するものとし、USBは不可とする。

(2) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和5年9月29日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出場所 紫式部プロジェクト推進協議会事務局（越前市役所総合政策部ブランド戦略課内）

ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は書留郵便（当日消印有効）

7 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書等を基に、次のとおりプレゼンテーション等を実施する。

(1) 実施日 令和5年10月4日（水）予定

(2) 実施方法 オンラインにより実施する。詳細は第1次審査の結果と合わせて通知する。

(3) その他

- ・原則として各者20分のプレゼンテーション及び10分程度のヒアリング（質疑応答）とし、順次個別に行う。応募状況により、プレゼンテーション等の時間は変更する場合がある。
- ・プレゼンテーションの内容は、提出された企画提案書に基づくものとし、必要に応じて、画面共有をする等、分かりやすい説明を心掛けること。

8 審査方法

プロポーザルの審査は、次のとおりとする。

(1) 第1次審査（書類審査）

複数の参加表明があり、全者のプレゼンテーション等の実施が困難であると判断される場合に参加資格要件を満たす者の中から、提出書類（参加表明書）を審査し、一定

基準に達し、かつ、効果が期待できる者を選定する。

(2) 第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も審査基準の点数が高く優れている提案を特定する。

(3) 審査基準及び配点

プロポーザルは、次の審査基準により審査する。

評価項目	配点
<ul style="list-style-type: none"> ・業務の着実な履行が可能となるよう有効な体制がとられているか。 ・本業務に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか。 ・本協議会との連絡調整、営業活動等が速やかに行える体制となっているか。 ・本協議会の取組みや越前市の魅力や価値に関する情報収集について、円滑に進められる体制がとられているか。 ・過去に、各種メディアに対するパブリシティ活動等による露出を獲得した実績が魅力的か。 	30点
<ul style="list-style-type: none"> ・アプローチ活動方針が具体的でメディア露出獲得が期待できるか。 ・本協議会の取組みや越前市の認知度及びイメージを向上させ、話題性づくりにつながる企画になっているか。 ・各種メディアに取り上げてもらうために、メディアが求めるニーズをリサーチし、戦略的な仕掛けやアプローチ方法が提案されているか。 ・企画の実効性や現実性が説明できており、各種メディアへの露出獲得の実現性が高い企画か。 ・メディアの取材や露出獲得に向けて、本協議会の取組みや越前市の魅力を情報収集し、とりまとめ、メディアが取り上げやすいよう効果的なニュースリリースの作成や配信が期待できる計画になっているか。 	75点
<ul style="list-style-type: none"> ・タイアップにより露出を想定する媒体は、越前市の魅力PRに効果的であり、高い訴求力が期待できるか。 ・取り上げる素材や切り口等は、タイアップするメディアの特性や越前市の資源を活かした魅力的な内容となっているか。 	30点
<ul style="list-style-type: none"> ・全体の露出件数、広告換算額に係る目標設定は実現可能な数値となっており、十分な露出量が確保できるか。 	10点
<ul style="list-style-type: none"> ・所要経費は明らかになっており、妥当性があるか。 	5点
合 計	150点

(4) 小数点の処理

評価点の算出においては、平均点の小数点第2位までとし、小数点第3位以下は四捨

五入とする。

(5) 受託候補者の合格基準点

評価基準の総得点が総配点の60%以上でなければ、受託候補者にはなれない。また、企画提案事業者が1者の場合、総得点が総配点の65%以上でなければ、受託候補者にはなれない。

9 審査結果の通知

(1) 第1次審査

書面により通知する。なお、選定された者のみ、第2次審査の詳細について通知する。

(2) 第2次審査

書面で通知する。

10 契約の締結

受託候補者を特定した場合は、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。この場合、受託候補者として特定された者から再度見積書（内訳明記）を徴収し、予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結するものとする。ただし、契約金額は、受託候補者が提出した参考見積書の金額を上限とする。随意契約に係る協議の際に本協議会の指示による内容変更が生じた場合はこの限りではない。なお、受託候補者と契約条件に合意が得られない場合、次点候補者と契約に係る協議を行うものとする。

11 企画提案書の無効（失格事項）

次のいずれかに該当するときは、その提案者は失格するものとする。

(1) 提案者が次のいずれかに該当するとき。

ア ヒアリング又はプレゼンテーションに出席しなかったとき。

イ 虚偽の申請を行い、提案資格を得たとき。

(2) 提案書が次のいずれかに該当するとき。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないとき。

イ 定められた作成形式又は記載上の留意事項に示された要件に適合しないとき。

ウ 虚偽の記載があるとき。

12 その他留意事項

(1) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。

(3) 提出書類は返却しない。

- (4) 提出書類は、受託候補者特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (5) プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、提出者の負担とする。
- (6) 業務の実施体制（様式第4号）に記載した配置予定の管理責任者及び担当者は、原則として変更できないものとする。やむを得ない理由により変更する必要が生じた場合には、本協議会と協議の上、変更の可否を決定する。
- (7) 提出書類は、越前市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示する（受託候補者特定前において、当該特定に影響を及ぼすおそれがある情報については、特定後の開示とする。）。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報などは、同条例の規定により不開示とするので、これらの情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。
- (8) 企画提案書の著作権は提案者に帰属するが、受託候補者特定作業に必要な範囲においては、無断・無償で複製を作成することがある。なお、特定後の受託候補者の企画提案書の著作権は協議会に帰属するものとする。
- (9) 企画提案書の提出者（第1次審査を通過した者に限る。）及び審査結果（最優秀者、次点者の名称）は越前市ホームページで公表する。

1.3 日程

公告	令和5年9月8日（金）	
質問受付締切り	令和5年9月14日（木）	午後5時
質問回答	令和5年9月15日（金）	
参加表明書の受付締切り	令和5年9月21日（木）	午後5時
第1次審査	令和5年9月22日（金）	（予定）
第1次審査通知日	令和5年9月25日（月）	（予定）
企画提案書等受付締切り	令和5年9月29日（金）	午後5時
第2次審査	令和5年10月4日（水）	（予定）
第2次審査結果通知	令和5年10月10日（火）	（予定）
契約締結	令和5年10月中旬	（予定）

1.4 担当部署（提出先・問合せ先）

〒915-8530 越前市府中一丁目13番7号
 紫式部プロジェクト推進協議会事務局（越前市役所総合政策部ブランド戦略課内）
 担当 清水
 TEL 0778-22-3016
 電子メール brand@city.echizen.lg.jp